

# 屋久島国立公園（仮称）の指定及び公園計画の決定

## 並びに生態系維持回復事業計画の策定案の概要

### 1 指定理由

霧島屋久国立公園屋久島地域は、九州本島最南端の佐多岬から南南西約60kmの海上に位置する屋久島の一部と屋久島の西北西約12kmに位置する口永良部島からなります。

本地域は、昭和39年3月16日に霧島国立公園（昭和9年3月16日指定）へ追加指定され、昭和58年1月14日に区域拡張が行われた後、平成14年2月19日に公園区域及び公園計画の全体的な見直し（再検討）が行われ、平成19年3月30日に口永良部島の追加指定（一部変更）が行われました。

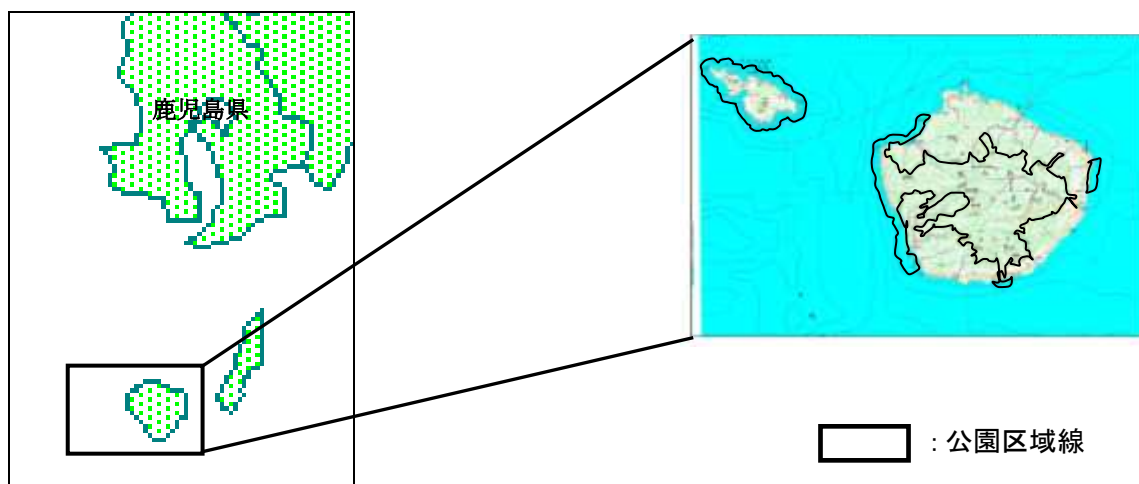
今般、我が国随一の海域カルデラを有する錦江湾の再評価を行い、霧島地域及び錦江湾地域を、火山活動を起源とする景観を主要構成要素とする霧島錦江湾国立公園（仮称）として再編成することとしました。

これに伴い、島嶼生態系を景観の主要構成要素とし、自然環境及び利用状況の面で特質が異なる屋久島地域を分離し、屋久島国立公園（仮称）とします。

また、近年ヤクシカの生息数の大幅な増加により、森林植生や絶滅のおそれのある植物種等に深刻な影響が生じている。植生の保護やニホンジカの排除等の対策を行い、本公園の原生的な生態系の維持又は回復を図るため、生態系維持回復事業を追加します。

あわせて、公園計画に基づき生態系維持回復事業計画を策定します。

霧島屋久国立公園 屋久島地域位置図



## 2 指定案のポイント

- ① 霧島屋久国立公園から島嶼生態系を景観の主要構成要素とする屋久島地域を分離し、屋久島国立公園（仮称）として新たに一つの国立公園に指定します。
- ② 霧島屋久国立公園屋久島地域の現行の公園区域及び公園計画を、全て屋久島国立公園（仮称）に振り替えます。
- ③ 公園計画に新たに生態系維持回復事業を追加し、公園計画に基づき生態系維持回復事業計画を策定します。  
(実質的な公園計画等の変更としては、上記③のみです。)

## 3 生態系維持回復事業計画の策定

### ①生態系維持回復事業計画の名称

屋久島国立公園（仮称） 屋久島生態系維持回復事業計画

### ②生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

### ③生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 23 年から平成 28 年までの約 5 年間

### ④生態系維持回復事業の目標

省略

### ⑤生態系維持回復事業を行う区域

屋久島国立公園（仮称）のうち屋久島に係る地域

### ⑥生態系維持回復事業の内容

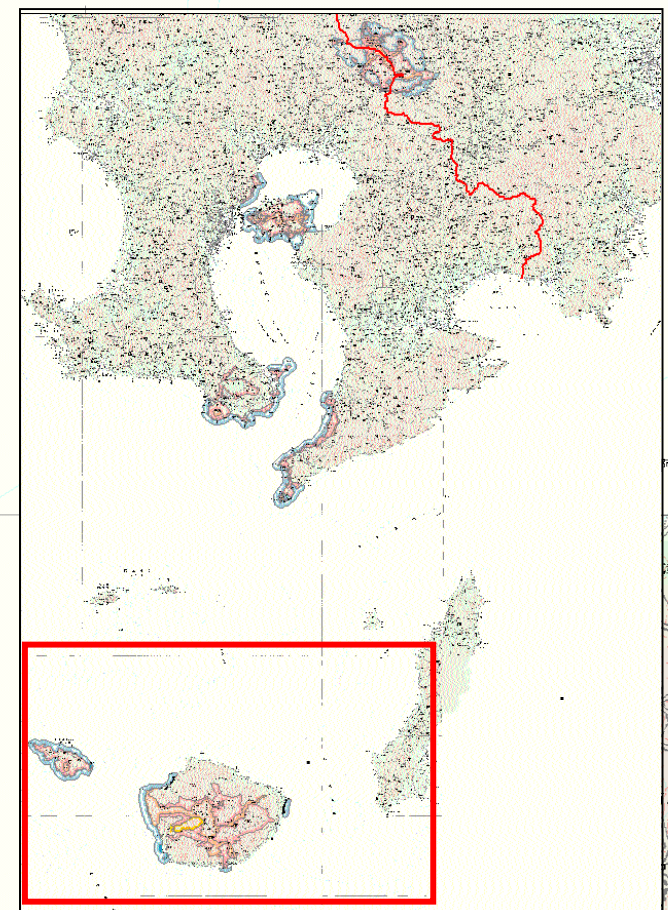
省略

### ⑦生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

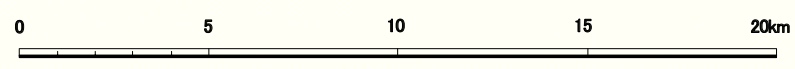
省略

※詳細は、生態系維持回復事業計画（環境省原案）を参照

# 屋久島国立公園(仮称) 利用施設計画図(全体図)



凡	例
	特別保護地区 Special Protection Zones
	特別地域 Special Zones
	海中公園地区 Marine park Zones
	普通地域 Ordinary Zones
	乗り入れ規制地区 Restricted Zones of Vehicles, Horse and et al.
	原生自然環境保全地域 Wilderness Area



1:200,000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図メッシュ(標高)を使用したものである。(承認番号 平18総使、第565号) 使用地図は平成18年3月1日版 数値地図200000(地図画像)です。図葉毎に更新期日が異なりますのでご了承ください。